

## 第9回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- (1) 新株予約権等に関する事項
- (2) 業務の適正を確保するための体制  
及び当該体制の運用状況
- (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針
- (4) 連結株主資本等変動計算書
- (5) 連結注記表
- (6) 株主資本等変動計算書
- (7) 個別注記表

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.link-u.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

## 新株予約権等に関する事項

### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

新株予約権の名称		第2回新株予約権
発行決議日		2017年7月28日
新株予約権の数		20個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,200株 (新株予約権1個につき 60株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 8,520円 (1株当たり 142円)
権利行使期間		2019年7月29日から 2027年7月28日まで
行使の条件		(注) 1
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く。)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 1,200株 保有者数 1名

- (注) 1. ① 権利行使時において当社の新株予約権の目的たる株式が、国内外いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ② 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役・監査役又は従業員のいずれの地位を保有していることとする。ただし、当社若しくは当社子会社の取締役・監査役を任期満了により退任した場合、当社及び当社子会社の従業員の定年による退職、又は取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
2. 第2回新株予約権において、2019年2月20日付で行った1株を20株にする株式分割及び2020年1月16日付で行った1株を3株にする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性及び財務報告の信頼性を確保するための体制として、「内部統制システムの基本方針」を定め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。

「内部統制システムの基本方針」の具体的な内容は以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、会社の重要な業務執行の決定、代表取締役社長の選定及び解職を行うほか、取締役の職務の執行を監督する。

また、組織の構成と各組織の所掌業務及び権限を定める組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を策定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行う。

#### ② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、企業倫理・法令遵守の姿勢を明確にするため、リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議及び管理統括をする。リスク管理規程を制定し、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の基本方針を遵守した行動をとるための経営理念等を定め、代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底させる。

内部監査担当者は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に代表取締役社長に報告される。

法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段としてホットラインを設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する内部通報制度運用規程を制定する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、原則として、部員から所属長へ行う報告から日々の問題点やクレーム等の対応を確認し、所属長がリスクにつながる事項を発見した場合、ただちに代表取締役社長又は取締役に報告を行うことでリスクを確認し、事前防止を図る。また、リスク管理規程等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応を管理部が担当し、情報セキュリティ基本方針を定め、規程類とともに、取締役及び使用人全員に提示し周知徹底を図る。

- ④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、法令及び取締役会規程の定めに従い取締役会を毎月1回開催し、取締役会の議事録を作成し、文書管理規程に基づき、適切に保管・管理する。各部署の業務遂行に伴い、職務権限表に従い決裁される案件は、稟議書によって決裁し、適切に保管・管理する。また、情報セキュリティ基本方針に従い、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏えいや不適切な利用を防止する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいて、取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制  
監査役は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受ける。  
取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生し、又は発生する虞があるとき、取締役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に遅滞なく報告する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社の財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に規定する内部統制報告書の適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制  
当社は、反社会的勢力への対応に関する基本方針及び反社会的勢力対応規程を制定し、全社的な反社会的勢力排除の基本方針及び反社会的勢力への対応を定めており、事業活動を行う際は法令や規範を遵守し、社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを

持たないことを基本的な考え方とする。この基本的な考え方に基づき、組織としての対応を心掛けるとともに、顧問弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報共有を行い、関係を遮断排除する。

⑩ その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役、内部監査担当者及び会計監査人は、内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にする。また、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会において、法令等に定められた事項や経営方針等の経営における重要な事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議を行いました。
- ② 監査役は、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。
- ③ 内部監査担当者において、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

今後の配当政策の基本方針といたしましては、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主への安定的かつ継続的な利益還元を検討していく方針であります。現時点では、実現可能性及びその実施時期等については未定であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から  
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	476,396	475,396	1,162,721	△135	2,114,379
当期変動額					
新株の発行	170	170			340
親会社株主に帰属する当期純利益			33,848		33,848
新規連結による減少高			△54		△54
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△112,906			△112,906
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	170	△112,736	33,793	-	△78,772
当期末残高	476,567	362,660	1,196,515	△135	2,035,607

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	－	－	420	69,356	2,184,156
当期変動額					
新株の発行					340
親会社株主に帰属する当 期純利益					33,848
新規連結による減少高					△54
非支配株主との取引に係 る親会社の持分変動					△112,906
株主資本以外の項目の当 期変動額（純額）	21,860	21,860	－	3,514	25,374
当期変動額合計	21,860	21,860	－	3,514	△53,397
当期末残高	21,860	21,860	420	72,870	2,130,758

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 リベラルマーケティング株式会社  
株式会社コンパス

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社の数 3社
- ・持分法を適用した関連会社の名称 Comikey Media Inc.  
株式会社アムリンク  
株式会社Brightech

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

該当事項はありません。

#### (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

##### ① 連結の範囲の変更

当連結会計年度より、株式会社コンパスを、実質支配力基準により持分法適用会社から連結子会社へ異動し連結の範囲に含めております。

##### ② 持分法の範囲の変更

当連結会計年度より、株式会社アムリンクを持分法適用の関連会社に含めております。これは、当連結会計年度中に当社が新たに株式会社アムリンク株式を取得したことにより、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含めることとしたものであります。また、当連結会計年度より、株式会社コンパスは実質支配力基準に基づき子会社となったため、持分法の適用対象から除いております。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社コンパスの決算日は6月30日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. 棚卸資産

a. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

b. 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産、のれんを除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～9年

建物附属設備 3年～9年

工具、器具及び備品 4年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

コンテンツ資産 3年（利用可能期間）

ハ. 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産につきましては、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

### ④ 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### イ. リカーリングサービス

リカーリングサービスの主な内容は、レベニューシェア収益及びサブスクリプション収益であります。

リカーリングサービスの履行義務は契約で定められたサービス提供期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

#### ロ. 初期開発・保守開発サービス

初期開発・保守開発サービスの主な内容は、受注制作のソフトウェア開発であります。

開発サービスの履行義務は、契約上合意した顧客仕様のソフトウェア開発の納品、提供をすることです。これらのサービスは、顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生したプロジェクト原価が、予想されるプロジェクト原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

### ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果を発現する期間を見積り、10年で均等償却しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高は78,216千円増加し、売上原価は78,216千円増加し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「未収入金」は132,228千円であります。

前連結会計年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

なお、前連結会計年度の「未払金」は114,126千円であります。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) のれん及びのれん相当額の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
のれん	239,174千円
のれん相当額	113,720千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、連結貸借対照表にのれんを計上しておりますが、リベラルマーケティング株式会社の株式取得に伴って超過収益力を見込んで1株当たりの純資産額を上回る価額で株式を取得したために発生したものです。また、持分法を適用する投資有価証券にのれん相当額を含んでおりますが、Comikey Media Inc.の株式取得に伴って超過収益力を見込んで1株当たりの純資産額を上回る価額で株式を取得したために発生したものです。

のれん及びのれん相当額については、のれん及びのれん相当額を含む資産グループについて、主として営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるかどうか、経営環境の著しい悪化が生じているかどうかにより、減損の兆候の有無を把握しております。減損の兆候を識別した場合には、のれん及びのれん相当額の経済的残存使用年数に対応する期間におけるのれん及びのれん相当額を含む資産グループの割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損損失を認識すべきと判定された場合、のれんについては、のれんを回収可能価額まで減額するとともに当該減少額を減損損失として認識し、一方、のれん相当額については、投資有価証券を実質価額まで減額し、当該減少額を投資有価証券評価損として計上することとしております。

当連結会計年度においては、のれんを含む資産グループについては、営業損益が継続してマイナスであり、かつ、投資時の事業計画に比して著しく下方に乖離しているため、減損の兆候を識別したものの、事業計画に基づいて見積もった割引前将来キャッシュ・フローがのれんを含む資産グループの簿価を上回るため、減損損失を認識しておりません。一方、のれん相当額を含む資産グループについては、株式取得後初年度である当連結会計年度の営業損益がマイナスであるものの、投資時の事業計画において予定されたマイナスの額よりも著しく下方に乖離していないため、減損の兆候を識別しておりません。

リベラルマーケティング株式会社の事業計画は、売上高については、問合せ件数、受注率、成約単価、紹介率の前提に基づいており、また、事業が一定の年平均成長率により成長するという仮定並びに販売費及び一般管理費の発生見込額に基づいております。また、Comikey Media Inc.の事業計画は、マンガアプリのリリース時期の前提、事業が継続して成長する仮定、及び販売費及び一般管理費

の発生見込額に基づいております。このような減損の兆候の把握や割引前将来キャッシュ・フローの算定に使用する事業計画に含まれる前提や仮定等は、将来の予測不能な事業環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローが悪化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

(2) 市場価格のない株式（持分法適用会社株式を除く）の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
投資有価証券（持分法適用会社株式を除く）	313,948千円
投資有価証券評価損	38,109千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの投資有価証券は、市場価格のない株式（持分法適用会社株式を除く）であり、その投資先の多くは事業の立ち上げ段階にあり、超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額よりも高い価額で取得しております。当該株式の評価において、投資先の最近の財務諸表を基礎に算定した1株当たりの純資産額を用いて算出した純資産持分相当額が帳簿価額と比較して著しく下落している場合に、減損処理の可否を検討しております。

減損処理の可否の検討においては、投資時の事業計画と実績を比較してその達成状況を把握し、事業計画に対し実績が大きく下回る場合には、外部経営環境等を勘案して、今後の事業計画の実行可能性を評価し、投資先の超過収益力を含む実質価額の回復可能性が事業計画等により十分に裏付けられる場合を除き、純資産持分相当額まで帳簿価額を切り下げることとしております。

当連結会計年度においては、事業計画に対し実績が大きく下回り、超過収益力を含む実質価額の回復可能性が裏付けられない投資先に対して38,109千円の評価損を計上しております。

投資先の実績等が投資時の計画を下回った場合など事業計画に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明した場合や、市場の変化、予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類における投資有価証券の評価において、重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 181,823千円

(2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社Brightech 137,670千円

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- |      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 14,132,700株 |
|------|-------------|
- (2) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数
- |      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 111,300株 |
|------|----------|

## 7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な運転資金及び設備投資資金に関しては、自己資金及び銀行借入で賅っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金、未収入金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。敷金及び保証金は、オフィスの賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金、未払費用及び未払法人税等は短期間で決済されるものであります。

営業債務は流動性リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権並びに敷金及び保証金については、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況、信用状況等を把握し、継続的なモニタリングを実施しております。

b 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち48.0%が特定の大口取引先（上位3社）に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
敷金及び保証金	111,635	111,574	△60

- (注) 1. 現金及び預金、売掛金、未収入金、契約資産、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。  
2. 市場価格のない株式等は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準第19号2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。このため、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	452,004

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	111,574	－	111,574
資産計	－	111,574	－	111,574

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

この時価は、貸借見積期間の将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に基づいた割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはインターネットサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下の通りであります。

(単位：千円)

	報告セグメント
	インターネットサービス事業
リカーリングサービス	1,900,112
初期開発・保守開発サービス	375,810
顧客との契約から生じる収益	2,275,923
外部顧客への売上高	2,275,923

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額    | 145円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額 | 2円40銭   |

## 10. 重要な後発事象

連結子会社の異動（役員異動による持分法適用関連会社から連結子会社への異動）

当社は、2022年9月14日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である株式会社Brightech（以下「Brightech」）役員の異動について承認することを決議いたしました。

Brightech取締役3名のうち過半数の2名を当社役員が占めることとなりBrightechの経営に対して重要な影響を与えることとなると判断し、Brightechは2022年8月1日をもって当社の持分法適用会社から連結子会社へ異動となります。

### 1. 異動の理由

Brightechは、地方自治体・官公庁・出版業界をはじめとした様々な領域でのデジタルトランスフォーメーション（DX）導入・推進をメイン事業としており、最先端技術と開発力を用いてお客様に対して革新的なイノベーションをもたらすためビジネスを展開してまいりました。

当社は、Brightech設立時より株式を取得しており、主に出版業界に関するビジネスの展開において協業してまいりました。

当社とBrightechとの取引における売上高がBrightechの50%を超過する見込みであり当社との連携が重要となってまいりました。

このような状況の中、より迅速な意思決定及びグループ横断的な連携を実現するために役員1名を派遣することを決議いたしました。

今後、Brightechにおいては、引き続き当社との取引を続けながら、地方自治体や官公庁といった今まで当社グループで行っていなかった領域でのビジネスを展開していく予定です。

### 2. 異動の相手先の名称

株式会社Brightech

### 3. 異動する会社の名称、事業内容、規模

- (1)会社の名称 株式会社Brightech
- (2)ソフトウェアの企画、開発、製造、販売
- (3)資本金 1,000千円

### 4. 異動後の株式比率

- (1)異動前 50.0%
- (2)異動後 50.0%

## 株主資本等変動計算書

(2021年8月1日から)  
(2022年7月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他剰余金		
				別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	476,396	475,396	475,396	25,025	1,189,102	1,214,127
当期変動額						
新株の発行	170	170	170			
別途積立金の取崩				△25,025	25,025	－
当期純利益					111,827	111,827
当期変動額合計	170	170	170	△25,025	136,852	111,827
当期末残高	476,567	475,567	475,567	－	1,325,955	1,325,955

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△135	2,165,785	2,165,785
当期変動額			
新株の発行		340	340
別途積立金の取崩		－	－
当期純利益		111,827	111,827
当期変動額合計	－	112,168	112,168
当期末残高	△135	2,277,954	2,277,954

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・市場価格のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産

・仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～9年

建物附属設備 3年～9年

工具、器具及び備品 4年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェア 5年（社内における利用可能期間）

コンテンツ資産 3年（利用可能期間）

##### ③ 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産につきましては、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っております。

#### (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

##### イ. リカーリングサービス

リカーリングサービスの主な内容は、レベニューシェア収益及びサブスクリプション収益であります。

リカーリングサービスの履行義務は契約で定められたサービス提供期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間にわたり収益を認識しております。

##### ロ. 初期開発・保守開発サービス

初期開発・保守開発サービスの主な内容は、受注制作のソフトウェア開発であります。

開発サービスの履行義務は、契約上合意した顧客仕様のソフトウェア開発の納品、提供をすることであり、これらのサービスは、顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生したプロジェクト原価が、予想されるプロジェクト原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高へ与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高は78,216千円増加し、売上原価は78,216千円増加し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「未収入金」は131,083千円であります。

前事業年度まで流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

なお、前事業年度の「未払金」は93,139千円であります。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度にその額を計上した項目であって、翌事業年度の年度末に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

#### (1) 投資有価証券及び関係会社株式の評価

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
投資有価証券	313,948千円
関係会社株式	715,242千円
投資有価証券評価損	38,109千円

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の投資有価証券及び関係会社株式は、いずれも市場価格のない株式であり、その投資先の多くは事業の立ち上げ段階にあり、超過収益力を見込んで、1株当たりの純資産額を基礎とした金額よりも高い価額で株式を取得しております。当該株式は、その評価において、投資先の最近の計算書類を基礎に算定した1株当たりの純資産額を用いて算出した純資産持分相当額が帳簿価額と比較して著しく下落している場合に、減損処理の要否を検討しております。

減損処理の要否の検討においては、投資時の事業計画と実績を比較してその達成状況を把握し、事業計画に対し実績が大きく下回る場合には、外部経営環境等を勘案して、今後の事業計画の実現可能性を評価し、投資先の超過収益力を含む実質価額の回復可能性が事業計画等により十分に裏付けられる場合を除き、純資産持分相当額まで帳簿価額を切り下げることとしています。

当事業年度においては、事業計画に対し実績が大きく下回り、超過収益力を含む実質価額の回復可能性が裏付けられない投資先に対して38,109千円の評価損を計上しています。

投資先の実績等が投資時の計画を下回った場合など事業計画に基づく業績回復が予定どおり進まないことが判明した場合や、市場の変化、予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、翌事業年度の計算書類における投資有価証券及び関係会社株式の評価において、重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	180,088千円
(2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	39,784千円
関係会社に対する短期金銭債務	1,063千円

### (3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社Brightech	137,670千円
---------------	-----------

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

    営業取引による取引高

売上高	65,040千円
売上原価	8,906千円
営業取引以外による取引高	40千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式	68株
------	-----

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,921千円
未払特別法人事業税	676千円
未払事業所税	346千円
暗号資産取得益	11,230千円
その他	1,725千円
繰延税金資産合計	<u>15,900千円</u>

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	(株)コンパス	所有 直接48.1	役員の兼任	マンガ制作取引	49,915	売掛金	30,239
関連会社	(株)Brightech	所有 直接50.0	役員の兼任	保証債務 (注) 2	137,670	—	—

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. (株)Brightechの銀行借入について債務保証を行っているものであります。なお、保証料の受取及び担保の徴収は行っておりません。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはインターネットサービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下の通りであります。

(単位：千円)

	報告セグメント
	インターネットサービス事業
リカーリングサービス	1,444,447
初期開発・保守開発サービス	375,810
顧客との契約から生じる収益	1,820,258
外部顧客への売上高	1,820,258

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 161円18銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 7円91銭